

卒業の認定に関する方針
(大原医療福祉製菓専門学校小倉校)

1. 教育目的

本校は、教育基本法及び学校教育法に基づき、医療・福祉・製菓並びにこれらのビジネスに関する教育を施し、人格の陶冶を行い、もって有為な医療・福祉及びこれらの関連産業従事者を育成することを目的とする。

2. 卒業の認定

各課程・学科の修業年限に在籍し、所定の授業科目の履修を積み重ね、各課程・学科の卒業に必要な授業科目および授業時間（単位）を修得し、卒業審査に合格した者を卒業認定する。

(1) 卒業に必要な授業時間（単位）

医療管理2年制学科	1,	780時間	(62単位)
医療管理1年制学科		850時間	(31単位)
製菓2年制学科	1,	880時間	(62単位)
製菓1年制学科		920時間	(31単位)

(2) 称号の授与

卒業を認められる者のうち、文部科学大臣が認める所定の学科（1年制を除く）を修了した者は、「専門士」の称号を授与する。